国立大学法人弘前大学経営協議会学外委員からの「国立大学に対する 予算の充実を求める声明」(平成27年6月1日)を受けて 一我が国の高等教育の将来の成長と地域の発展に向けて一

平成27年6月1日

国立大学法人弘前大学

学 長 佐藤 敬 理事 吉澤 篤 理 事 加藤 健 理 事 伊 藤 成 治 理 事 柏倉幾郎 理 事 大河原 隆

弘前大学経営協議会の学外委員(国立大学法人法[平成15年7月16日法律第112号]第20条第2項第3号にもとづく)の皆様から発出された平成27年6月1日付け声明を受け、国立大学法人弘前大学の経営責任を担う学長・理事一同として、以下のとおり表明いたします。

現在,国立大学をめぐっては第3期中期目標・中期計画期間(平成28年4月から)の 運営費交付金の配分の在り方をめぐって政府レベルでの枠組み作りが進められ,去る4月 8日には「第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方について」(中間まとめ)が示されました。本学としても、学長のリーダーシップの下、強みや特色を生かした諸機能の強化に取り組んできたところであり、中間まとめはこれらの取組を一層後押ししようとするものと受け止めています。

他方で、本学経営協議会では、困難な国家の財政状況を理解しつつ、「グローバル化」「地方創生」等変化、拡大する社会的ミッションに応えるための第3期の財政、体制等の議論をしてまいりました。

経営協議会学外委員の皆様が、こうした議論をふまえて、弘前大学の経営および日本の高等教育全体の発展に寄与する立場から、声明を発出されましたことには、深い敬意を表するものであります。現在第3期運営交付金配分の制度設計に携わっておられる関係各位におかれましては、こうした大学の経営に学外から参画しておられる方々の経験と発言に耳を傾けていただき、地方国立大学への財政支援の充実につきまして、今後も引き続き、より一層のご理解及びご配慮を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

私どもも、今回の声明に励まされ、本学の経験を広く社会に伝え、政治の場を含めた国 民的議論に資する努力を重ねる所存です。